

教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの作成について

検討趣旨

- R2バリアフリー法改正により創設された教育啓発特定事業について、実施主体となる市町村等が、**実施計画の策定、具体的な取組内容や実施方法等を検討する際の参考となるマニュアルが必要**。
- また、教育啓発特定事業として実施される「心のバリアフリー」などのソフト対策の取組について、**障害当事者等の参画による体験や交流を推進**するために必要な取組方法を検証し、「新しい日常」にも対応した**教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成**する。

検討体制

検討会の構成

- 委員：学識経験者、障害者団体等、公共交通事業者団体等、地方公共団体（委員長：秋山教授（中央大））
- オブザーバー・事務局：文部科学省、国土交通省総合政策局政策統括官付、地方運輸局

スケジュール

- 共生社会ホストタウン等全国の市町村等における「心のバリアフリー」に関する取組事例を収集・整理し、教育啓発特定事業として想定される取組内容ごとにマニュアルを作成、検討会（2回）や必要に応じて実地検証等を経てガイドラインをとりまとめる。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
検討会		■ 検討会①			■ 検討会②	→ 委員等と個別調整		
調査		→ アンケート・ヒアリング調査 必要に応じて実地検証等						
ガイドライン策定		→ ガイドライン（案）の作成				→ ガイドライン（案）の調整		■ 公表

教育啓発特定事業とは

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、市町村又は施設設置管理者等（「市町村等」という。）が行う次のいずれかの事業で、市町村が作成する基本構想に位置づけて実施するもの。
基本構想に位置づけることにより、市町村等は特定事業計画を作成し、当該計画に基づいて事業を実施することとなる。

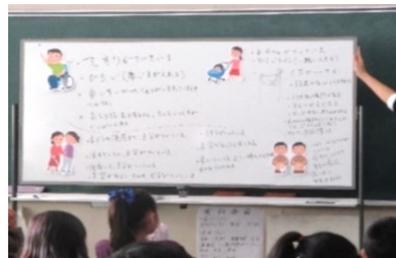
○ 学校連携教育事業（イ号事業） 文部科学省共管

- 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

- ☆ 学校のを活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催
- ☆ 旅客施設におけるバリアフリー教室の開催

等

※ 学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の防止を図るため、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要



小学生へのトイレ利用マナーに関するバリアフリー教室



小学生による公共交通の利用疑似体験

○ 理解協力啓発事業（ロ号事業）

- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

- ☆ 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催
- ☆ 公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施
- ☆ 優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示

等



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修



車椅子利用者用駐車施設等の適正利用啓発ポスター